

内部統制制度の策定について

会社は、先般の不祥事を真摯に受止め、今後このようなことが発生しないように、業務が適正に運営される仕組み、体制、管理システムを備え運用していきます。お客様に喜ばれる仕事を通じ、世の中の発展と繁栄に貢献し、全役職社員の幸福と成長を恒久に目指すために、法令を誠実に遵守し、業務が適正に行われることを確保するため、「法令違反の防止」、「仮に法令違反の事実が発生したとしても、その法令違反に基づくこと以上の事態の悪化を招かないこと」を目的に、内部統制制度を以下のように策定致します。

[方針]

コンプライアンス（法令順守）を経営の基本方針とします。
コンプライアンス体制の強化のため、必要な組織体制を構築し、かつ、必要な規定などを整備し、その適正な運用を最重要課題とします。

[具体的な施策]

コンプライアンス体制強化のため、コンプライアンス統括室を新設し統括室長を役員より、各部署よりコンプライアンス担当者を任命し、業務におけるコンプライアンス管理、リスク管理を行います。

また、コンプライアンス委員会を新設し、代表取締役、コンプライアンス統括室長及び社外から顧問弁護士などを含め、コンプライアンス管理、リスク管理に関する事項の審議、その承認を行います。

従業員が法令違反（倫理観の逸脱含む）等を発見した場合、その内容を会社が状況を迅速かつ正確に把握する仕組みの整備や、顧問弁護士事務所に内部通報制度を設置します。

コンプライアンス違反者に対する、罰則規定などの就業規則改定や周知徹底を図り、毎年 **10** 月に誓約書を提出させます。

社内規定、就業規則の改定に伴う教育、内部統制制度の理解、実務運用形式での教育を定期的（**2** ヶ月毎）或いは必要に応じて実施します。

従業員への周知手段については、社内ポータルなどを活用し、組織として内部統制の仕組みが効果的に実現できているか、PDCAサイクルを行い常に改善を目指します。

平成23年9月5日

株式会社新世紀システムズ
代表取締役社長 福元廣政